

会 議 開 催 案 内

令和 7 年度第 1 回宮古市環境審議会を次のとおり開催します。

令和 7 年 7 月 16 日

宮古市環境審議会

1 開催日時

令和 7 年 8 月 5 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分

2 開催場所

宮古市役所 5 階 5－3 会議室

3 議題

- (1) 諮問
- (2) 促進区域の設定について
- (3) 宮古市環境基本計画の実績について

4 傍聴定員

3 人

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は、一部傍聴することができませんので、途中で退場をお願いします。傍聴できない部分は、次のとおりです。
 - ・議題「促進区域の設定について」の部分
- (2) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

宮古市情報公開条例第 5 条第 4 号に掲げるとおり、法人等に関する情報であって、法人等のその他正当な利益を害するおそれがあるものについて審議を行うため。
- (3) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
- (4) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
- (5) 受付開始時刻は、13 時 45 分です。
- (6) 傍聴の受付は、先着順（抽選）で行い、定員になりしだい終了します。

6 問い合わせ先

エネルギー・環境部 環境課 環境係 電話 0193-68-9078

傍聴要領

宮古市環境審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市環境審議会の長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順（抽選）で行い、定員になりしだい受付を終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、宮古市環境審議会の長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。